

## 「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」における検討の範囲について

### 1 危険有害性情報伝達・提供等の範囲

本検討会の設置要綱（前回資料 1）の「2. 具体的な検討内容」にある「サプライチェーン」とは、一般的には製造・輸入から一般消費者における消費までを指す。なお、化学物質の廃棄段階においても、労働者が従事していることから、労働者保護の観点からの情報伝達・提供についても、検討の視野に含めることが適当ではないか。

### 2 危険有害性情報の範囲

本検討会においては、労働者保護、消費者保護及び環境保全に関する体系的な危険有害性情報の収集・評価等を対象とするものであり、また、グローバル化等に対応した情報の収集・評価等の進め方を検討項目の一つとしていることから、GHS 分類に係るすべての危険有害性（物理化学的危険性、健康有害性及び環境有害性）を検討の範囲とすることが適当ではないか。